

令和5年度第2回東大阪市景観審議会デザイン部会議事要旨

日 時	令和6年2月22日（木） 10:00～11:45
場 所	東大阪市役所 14階会議室
出席委員 （3名）	川口委員、久委員、藤本委員
欠席委員 （1名）	船曳委員
事 務 局	山下土木部次長、竹田みどり景観課長、太田同課主査、大月同課主査、北野係員
担 当 課	熊野水道経営室次長、巽企画課長 中川児童相談所設置準備室主査、菊田同主査、河井社会教育課総括主幹、松下同係員
議 事	1 開 会 2 議 題 【審議案件】 議案第1号 東大阪市新水道庁舎整備事業について（諮問） 議案第2号 （仮）東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設整備事業について（諮問） 3 閉 会
配 布 資 料	○次第 ○議案書

## ( 議事要旨 )

### 1 開 会

- 開会に先立ち、山下土木部次長よりあいさつ。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、部会の開会を宣言。

### 2 議 題

- 審議案件
  - 議案第1号―「東大阪市新水道庁舎整備事業について」  
を議案書に基づき担当課より説明。
  - 議案第2号―「(仮) 東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設整備事業  
について」を議案書に基づき担当課より説明。

### 3 閉 会

- 竹田みどり景観課長よりあいさつ、部会を閉会。

## 議案第1号―「東大阪市新水道庁舎整備事業について」

○担当課より案件内容の説明後、下のとおり意見があった。

- ・周辺の町並みとの調和ではなく、地域の拠点としてデザインされたい。
- ・水道施設であるから水色を使用する等、安易な色彩の選定は避けられたい。
- ・凝ったデザインにする必要はなく、地域を支えるような落ち着いた印象を与える、安価に見えない仕上げとされたい。
- ・機能面からだけでなく、建物自体が収まりの良いすっきりとしたデザインとなるようにされたい。
- ・大型車駐車スペース兼洗車スペースについては、限定した明確な空間とならないよう配慮されたい。
- ・西側の歩道が狭いので、セットバックや駐車配置等を工夫するなどによって、沿道のゆとりのある歩行者空間を確保されたい。
- ・周辺の工場に合わせると、機能的なデザインとなりがちだが、硬質な印象になりすぎないように、やさしさやゆとりを感じさせるものとされたい。
- ・BTO方式の場合は、設計者と市の担当者間にデベロッパーが介在するため、設計者のアイデア等を十分に活かさない恐れがあるため、市の担当者が主導権を握り、設計者の意見を考慮できるように努められたい。
- ・周辺が密集した市街地であるため、ゆとりを感じられるよう、緑化を重視する等、外構空間の整備に配慮されたい。
- ・セキュリティのために安易にフェンスを使用せず、厚みのある植栽により同等の目的・効果を果たしている事例もあるため、工夫されたい。
- ・要求水準書について、より具体的な方向性を示す明確な記載となるよう努められたい。
- ・西側が玄関となる想定であるが、南側の土地利用に影響されない北側からの見え方にも注意してデザインされたい。

## 議案第2号―「(仮)東大阪市児童相談所及び図書館に係る複合施設整備事業について」

○担当課より案件内容の説明後、下のとおり意見があった。

- ・敷地内の高低差については、この土地の歴史や履歴を十分に調査し把握したうえで、慎重に今後の判断をしてほしい。高低差を解消した方が使い勝手は良くなるが、その土地の歴史の痕跡が無くなるため、歴史を学ぶ材料としても考慮されたい。
- ・建物の中だけで考えるのではなく、敷地内のオープンスペースを使ってリラックスできるような設計を検討されたい。
- ・密集市街地であるため、フェンスの設置により閉塞感のある空間とならないよ

う、南西側のオープンスペースに、緑化等によるゆとりある憩いの空間の確保に努められたい。

- 高低差のある地形により敷地利用が分断されがちだが、敷地を明確に分断しない、境界を感じさせない外構空間とされたい。
- 「開放感があるデザインとする」等、抽象度は一定残しながらも、少し具体的なデザインの方向性が分かるような表現で要求水準書に記載されたい。
- デザインや色彩等において、子どもを対象とした施設だからと安易な方向性にならないように注意されたい。
- アートを採り入れる場合には、一流のアーティストのものとし、安易に「アートのようなもの」とならないようにされたい。
- 周辺の商店街等が、人の繋がりや温もりが感じられるため、温かみのあるウォームな雰囲気のあるデザインとする等、コンセプトについて要求水準書に記載されたい。
- 商店街で取り入れている、ひょうたん型のストリートファニチャーや鳥居を模したデザイン等を、安易にデザインに採用することは避け、採用する場合は工夫すること。
- 建物外壁の色彩について、シンボリックな部分として鮮やかな色彩を使う場合は、周辺に多くある赤系を用いた建築物となじむ色彩を選択されたい。
- 目立たない建物とする場合は、周辺に溶け込むような色彩等で検討し、シンボリックな建物とする場合は、建物の形状や色彩だけでなく、外構空間の見せ方も含めて、トータルで検討されたい。
- 駐車場等の敷地の路面について、アスファルトのみで単調なものとするのではなく、表情のある路面となるような工夫をされたい。
- 山が近いため、賑わいを演出する場合は1、2階程度とし、上層階はシンプルですっきりとしたデザインとされたい。
- BTO方式の場合は、設計者と市の担当者間にデベロッパーが介在するため、設計者のアイデア等を十分に活かさない恐れがあるため、市の担当者が主導権を握り、設計者の意見を考慮できるように努められたい。

議案第1号および第2号ともに、これらの意見を踏まえ、部会長にて意見内容について取りまとめ、景観審議会会長に答申依頼をすることとし、閉会。